

第9回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和6年9月25日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第9回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和6年9月25日(水曜日)

午前9時31分開議

午前9時40分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第62号～第64号)について
- 2 議員派遣について
- 3 本日の議事次第について
- 4 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について
- 5 その他

出席委員(12人)

委員長	内 野 幸 喜
副委員長	緒 方 勇 二
委員	前 川 收
委員	藤 川 隆 夫
委員	城 下 広 作
委員	松 田 三 郎
委員	吉 永 和 世
委員	池 田 和 貴
委員	溝 口 幸 治
委員	坂 田 孝 志
委員	西 聖 一
委員	渕 上 陽 一

欠席委員(なし)

議長 山 口 裕

委員外議員(1人)

副議長 高 木 健 次

執行部出席者

総務部長	小金丸 健
総務部政策審議監	坂 野 定 則
財政課長	元 田 啓 介
人事課長	寺 本 和 央
審議員兼財政課課長補佐	塚 本 健
審議員兼財政課課長補佐	林 田 昭 広

事務局職員出席者

議会事務局長	波 村 多 門
議会事務局長次長	
兼総務課長	本 田 敦 美
議事課長	富 田 博 英
政務調査課長	板 橋 徳 明
議事課課長補佐	岡 部 康 夫
政務調査課課長補佐	小 崎 博 文
総務課課長補佐	岩 下 洋 之
議事課主幹	荒 木 洋
議事課主幹	須 田 恵美子
議事課主幹	太 田 弘 巳

午前9時31分開議

○内野幸喜委員長 ただいまから第9回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、知事提出追号議案について、総務部長から説明をお願いいたします。

○小金丸総務部長 総務部の小金丸です。よろしくをお願いします。

資料1の目録に沿って、本定例会に提出いたします議案等について、概要を御説明いたします。

議案第62号は予算関係で、令和6年台風第10号への対応に必要な道路、砂防施設及び農林関連施設の復旧に要する経費、5億2,800万円でございます。

これによる補正後の予算額は、8,615億3,100万円となります。

議案第63号は、猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料等を徴収するため、手数料条例を一部改正するものでございます。

火薬類に係る手数料事務の一部が市町村へ移譲されることから、令和6年2月定例会において、関係規定の削除を議決いただいたところですが、猟銃用火薬類に係る手数料の徴

収事務が引き続き存在していることを確認しました。

今回、本手数料を再び徴収することができるよう、手数料条例の一部改正を追加提案させていただくものでございます。

令和6年2月定例会において、条例議案を提案するに当たり、庁内での確認が不十分であり、誠に申し訳ございませんでした。

今後、県民の皆様の信頼を損ねることのないよう、改めて確実な事務処理を徹底してまいります。

なお、徴収の根拠がないまま、令和6年3月以降も徴収を継続していたため、対象となる納付者の皆様に対しましては、全額を返還させていただくこととしております。

最後に、議案第64号ですが、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございます。

別冊の条例等関係追号議案をお願いします。

田口氏は、教育分野の専門家として、豊富な専門知識と現場での経験に基づいた意見、提案をいただくなど、教育委員会の中心的な存在として活躍されており、県教育委員会が抱える諸課題への対応には、田口氏の知見が引き続き必要と考えております。

以上が、今回提案しております議案の概要でございます。

説明は以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、知事提出追号議案については、ただいまの説明のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、議員派遣についてお諮りいたします。

資料2を御覧ください。

この件については、去る8月8日の議会運営委員会理事会において御承認いただいたものでございます。

資料2のとおり、本日の本会議でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、本日の議事次第について、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題3を御覧ください。

開議の後、一般質問がございます。

本日は、吉田議員、緒方議員、竹崎議員の順でございます。

次に、第1号から第40号までの議案等に対する質疑がございます。

なお、質疑の通告はございません。

次に、追号の知事提出議案第62号及び第63号の上程及び知事の提案理由説明がございます。

次に、議案第62号及び第63号に対する質疑がございます。

なお、質疑の通告はございません。

次に、議案第1号から第40号まで、第62号及び第63号の委員会付託がございました後、請願の委員会付託がございます。

次に、追号の知事提出議案第64号の上程がございます。

次に、議員派遣の件が諮られます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上でございます。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局議事課長から説明をお願いします。

○富田議事課長 資料3を御覧ください。

1ページは、条例案でございますので、2ページの条例案の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称は、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の必要性につきまして、観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置することを旨とする熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定に関する議案が今定例会に提出されていることから、常任委員会の所管等を規定する熊本県議会委員会条例についても、規定の一部を改正する必要がございます。

次に、3、内容でございますが、経済環境常任委員会の所管中、観光戦略部を観光文化部に改めるとともに、その他規定の整理を行うものでございます。

また、施行日につきましては、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の施行日と同じく、令和6年10月15日としております。

なお、3ページに改正案の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例についての審議との関係もありますが、資料3のとおり、熊本県議会委員会条例の一部改正を議会運営委員会として提案することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、その他に入りますが、委員の皆様から何かありませんか。

○西聖一委員 傍聴者に関する件なんですけれども、難聴の方がおられたみたいで、その方が、今文字変換するアプリがあるそうです。

で、携帯見ながら傍聴していたら、当然守衛さんから、使わないでくださいという、現段階では注意されて使えなかったそうです。

よろしければ、事前に届出して許可をもらって傍聴できるようにお願いできませんかというのがありましたので、議会事務局の方に検討していただければと思います。

(「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 じゃあ、事前に届け出た上で許可を出して……

(「検討しなくていいの」と呼ぶ者あり)

○前川収委員 それだけじゃないことがあるかもしれない、今の時代ですから。

例えば、耳が聞こえない方がこれで見るとか、その逆の——何かいろいろバリアフリーにするためには、ほかに何かが必要だというのは洗い出した上で、改正すればいいんじゃないですか。

○内野幸喜委員長 では、検討させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、閉会日の10月4日金曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内野幸喜委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、第9回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長